

平成26年第9回教育委員会
臨時会会議録

平成26年6月20日

東久留米市教育委員会

平成26年第9回教育委員会臨時会会議録

平成26年6月20日午前9時32分開会
市役所7階 703会議室

議題 (1) 会議録署名委員の指名

- (3) 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について
- (4) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- (5) 諸報告
 - ①平成26年第2回市議会定例会について
 - ②「(仮称)次期給食計画」の策定について
 - ③「平成26年度(平成25年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
 - ④その他

出席委員(5人)

委員長 尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者 矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者 松 本 誠 一
委員 名 取 はにわ
教育長 直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長 東 淳 治
指導室長 加 納 一 好
総務課長 林 幸 雄
学務課長 傳 智 則
生涯学習課長 市 澤 信 明
図書館長 岡 野 知 子
主幹・統括指導主事 井 尻 郁 夫

事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴

傍聴者 なし

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時32分)

- 尾関委員長 これより平成26年第9回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。4番の松本委員をお願いします。
- 松本第二職務代理者 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第53号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」「議案第54号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」「議案第55号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、以上3件の追加をお願いします。なお、議案第54号と議案第55号は関連するため審議は一括で行い、採決は個々に行っていただきますようお願いいたします。
- 尾関委員長 議案3件の追加を行い、議案第54号と議案第55号は関連するため審議は一括で行い、採決は個々に行うということですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めます。なお、人事案件については非公開の会議とします。

◎会議録の承認

- 尾関委員長 5月12日に開催した第5回定例会の会議録をご確認いただきました。矢部委員から修正についての連絡をいただきましたが、ほかの委員はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

◎傍聴の確認

- 尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 いらっしゃいましたら、人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第54号、55号の上程、説明、質疑、採決

- 尾関委員長 日程第3「議案第54号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」、及び日程第4「議案第55号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題としま

す。審議は一括で行い、採決は個々に行います。教育長から提案理由の説明を求めます。

○**直原教育長** 「議案第54号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年6月20日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、請願の規定を整備する必要があるためです。「議案第55号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年6月20日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、請願を処理する担当を明確にする必要があるためです。内容については担当課長から説明します。

○**東教育部長** 個々の議案の内容については総務課長から説明します。私からは制定の経緯などを説明します。これまで本市の教育委員会には請願の取り扱い規定はなく、請願が提出されたこともありませんでした。過去には請願に類すると判断された陳情や要望が教育委員会で審議され、一定の判断が出された経緯はあります。

昨年開催した教育委員勉強会やそのほかの打ち合わせの中で、委員には請願に関する他市の状況などを報告し、「本市でも早いうちに規定を整備していく必要があると考えている」との事務局の意向もお伝えしてきました。そして、4月に新教育長を迎え、6月の協議会での調整を経て、本日、請願の取り扱いに関する規定及び関連規程、要綱の整備などを行うことになりました。資料の「請願の取扱いに関する規定の整備について」をご覧ください。請願規定の整備の必要性については「請願への適切な対応」「開かれた教育行政の推進」を挙げています。規定の整備に当たっての主なポイントとしては(1)から(6)までを示しています。施行日は公布の日から施行するというものです。そのほか、事務決裁規程の一部改正を行います。さらに、「実施について必要な事項は教育長が別に定める」とする部分については、別添の参考資料に添付しましたが「要綱」を定めます。続いて、個々の議案について総務課長から説明します。

○**林総務課長** 議案第54号の新旧対照表をご覧ください。請願の取扱いは委員会の会議の運営方法に密接にかかわるため、委員会会議規則に規定します。現在は第7章に規律、第8章に傍聴規定がありますが、第8章を第9章に、第7章を第8章に繰り下げた間の部分に、第6章の次に第7章として、請願の規定6条分を加えるものです。内容は請願の提出方法、審議する規定について定めています。続いて、議案第55号の新旧対照表をご覧ください。事務決裁規程第7条に、請願の処理に関する事項を第6号として加えるものです。また、別表をご覧くださいと、教育部の総務課、庶務係の分掌事務の中にある30を31に繰り下げ、30に「請願を処理すること」を加えます。なお、決裁区分については教育長決裁としています。

○**尾関委員長** 何か伺うことはありますか。

○**名取委員** 会議規則第34条で「教育長は、請願で、教育長及び事務局に決裁権限のある事項及び既に委員会が決定した方針に基づく事項については、適宜これを処理することができる」、さらに「緊急その他やむを得ない事情のあるときも、また同様とする」とあります。第2項では「事後に報告する」としています。しかし、第31条から第33条まではすべて「委員会は」となっていますが、第34条では「教育長及び事務局に決裁権限のある事項及び既に委員会が決定した方針に基づく事項は、教育長と事務局が独自の権限で処理できる」と読めますが、どのように整理すれば良いですか。

○**直原教育長** 対外的にはあくまで教育委員会の名において、つまり、教育委員会の権限に属する事務と位置づけています。第31条から第33条までに規定しているとおり、対外的には教育委員会の名において行われます。いわゆる「専決」と言われている事案決定という意味で言うと、こ

ここに書いてあるような、既に教育委員会として方針が決まっていることや、議論済みのことが出てきた場合には事案決定権としては教育長の権限で決定し、教育委員会の名において請願者に回答します。ただし、事後的には、こういった処理をしましたという報告を教育委員会の会議でしますということです。

○名取委員 解釈はいろいろあると思いますが、本来は教育委員会で合議するのが適当な案件であったとしても、教育長が「専権事項である」「緊急性がある」と判断された場合には事後報告という処理になってしまうことありませんか。その報告を受けた時に、教育委員会が「教育長の決定は違うのではないか」「教育委員会としては別の判断をすべきである」という判断が出た時には再審と言うのでしょうか、再度決定するということはあり得るのですか。その場合、教育長の専決が覆されることとなりますが。

○直原教育長 考え方としてはそういう場合もあると思います。

○松本第二職務代理者 決裁権限が既に教育長や部長にある場合にはそこでの決定になりますから、教育委員会としては報告をもらえば良いということだと思います。

○直原教育長 基本的にはそのように思っています。しかし、「既に教育委員会が方針を決定しており、その方針に基づく事項であるため当然こういう回答になります」と判断して回答しましたが、改めて教育委員会に報告した時に、「これは今までのものとは違った内容の請願ではないか。判断が違うのではないか」という判断がされることは可能性としてはあり得ると思っています。

○名取委員 今はとても考えられないような状況が出てくるかもしれないので、いろいろな場合を想定して考えておいたほうが良いと思います。そのような場合には、「再度審議を行うなど、教育委員会の判断が優先する。教育委員会の結論が教育長の専決で出された結論を覆すことがある」ということがお伝えできれば十分だと思います。今後、教育委員会そのものがどう変わるのかにもよりますが。

○直原教育長 そういうものだと考えています。

○尾関委員長 このことに関連して、これまで学校図書館に置く置かないで話題となっていた書籍の問題があります。名取委員のご発言はそういうことも想定されているのではないかと思います。

○名取委員 こういう内容の規定を設ける場合は、最初にきちんと議論しておく必要があるので発言しました。

○直原教育長 そのようなことにならないよう、教育長専決で処理できるかどうか判断が難しいものについては、教育委員会に付議したいと考えています。

○名取委員 ありがとうございます。

○尾関委員長 ここで請願規定が整備されたことにより請願が出されるとと思いますが、きちんと対応していきたいと思っています。

これで質疑を終わります。意見交換をしておく必要はありますか。

○松本第二職務代理者 第3回の協議会の中で議論を十分してきましたので、これでよろしいと思います。

○尾関委員長 以上で討論を終わり、採決に入ります。採決は個々に行います。「議案第54号 東久留米市教育委員会会議規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第54号は承認することに決しました。

続いて、「議案第55号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第55号は承認することに決しました。

◎諸報告

○尾関委員長 日程第5、諸報告に入ります。「①平成26年第2回市議会定例会について」から順次説明をお願いします。

○東教育部長 平成26年第2回市議会定例会について報告します。前回、6月4日開催の教育委員会において、会期の日程表と一般質問の内容について資料を配付しています。本日まで一般質問、常任委員会、予算特別委員会が開催され、後は6月24日の最終日の本会議を残すのみとなっています。本日は教育委員会に関係する一般質問の答弁概要資料と陳情書の写しを添付しました。26日の本会議の議決結果については改めて報告しますが、本日は一般質問答弁概要を中心に報告します。

今回は14人の議員から質問があり、その内容は施設整備、防災対策、東中学校の体育館、特別教室へのエアコン設置、第二小学校の給食調理業務委託とアレルギー対応、学校給食に放射性物質検査、通学路の安全、就学援助、教育センター及び教育相談、いじめ問題、外国語教育、滝山公園や上の原テニスコートなどスポーツをする場について、放課後子ども教室についてなど、いろいろな質問が出ています。関根議員の質問は「学校給食における食物アレルギー対応について」で、本市では平成25年度に最新版に改訂した手引き及び国のガイドラインで定められた医師の指示に基づく「学校生活管理指導表」を、アレルギー対応が必要な対象者全員から聴取していること、ガイドラインで定められている消防や医療機関との連携については、学校では既にエピペン講習などの医療機関の協力を得ているほか、緊急搬送時における対応などについても関係諸機関と調整を進めていくと答えています。そのほか、「教育相談の利用状況について」ということで、中央相談室、滝山相談室の具体的な相談件数あるいは滝山相談室の移転についての対応方法についての質問がありました。阿部議員の質問は「教育センターについて」で、具体的な業務内容・職員配置・施設の広さ・賃料など、今後の活用について答えています。教育センターには教育相談を行う教育相談室・学習適応室・学校支援室などを設置してそれぞれ職員を配置していること、現在の教育センターは成美教育文化会館の4階と5階を借りていること、さらに床面積などについても答えています。「教育センターの5階部分を4階に集約することはできないのか」という質問もありましたが、5階にある研修室や資料室の確保が課題となると答えています。津田議員の質問は「通学路の安全管理について」で、学校における地域安全マップづくりの状況について答えています。桜木議員の質問は「滝山公園整備策について」として、滝山公園にある水道施設あるいはスプリンクラー等の整備に関する今後の対応と課題についてです。今後の課題として、公園管理者である環境政策課と協議していく必要があると答えています。小山議員の質問は「防災計画と教育との連携について」で、教育課程の中でどのような防災教育を行っているのかについてですが、教育委員会では地域防災計画の修正を踏まえ、現在、「東久留米市立学校危機管理マニュアル」を策定するための委員会を発足させ検討を始めている現状と、今後さまざまな防災対策の必要性について説明し、教育課程における取り組み状況についても答えています。島崎議員の質問は「いじめ問題」の関係です。相談体制やいじめ防止のための取り組みにつ

いて、それぞれ答えています。相談体制については、今年度から本市の小・中学校でいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止委員会を設置している現状を説明しています。また、いじめ防止のための取り組みとして実態把握を行い、スクールカウンセラーによる全員面接も実施して対応していることと、具体的ないじめの件数等についても答えています。野島議員の質問は「教育長は着任して2カ月過ぎたが本市の状況をどのように考えるか」ということと、「スポーツができる場づくりについて」として、上の原にあるURテニスコートの整備の進捗状況、生涯スポーツとしてのすべての世代の場づくりということでのスポーツセンター周辺の利用についてです。さらに、「旧第四小学校の跡地にある第2グラウンドの活用方法について」の質問もありました。細谷議員の質問は「通学路について」で、下里の卸売市場がリニューアルされることにより車の流入が増えることが考えられるため、信号機の設置要望に対する対応の進捗状況についてです。さらに、「通学路の指定変更の考え方について」という質問もありました。信号機の設置については田無警察署に要望書を提出していますが、まだ良い回答が得られていないため引き続き要望している状況を説明し、また、付近の通学路の指定変更の問い合わせについても今後課題を精査していきたいと説明しています。そのほか、「東中学校の体育館について」として、新座市側にある体育館の道路横断等に対する安全対策はどのようなことが行われているのかという質問もありました。さらに、市内の公共施設の老朽化が進む中での改善策に対する質問もありました。これには企画経営室で答えています。生涯学習センターでの幼児のおむつ替え施設の整備についての質問については、教育委員会で検討していると答えています。近藤議員の質問は「ハローイングリッシュプロジェクトについて」で、これは滋賀県守山市で実施されている内容ですが、これを本市でも実施できないかという質問です。佐藤議員の質問は「放課後子ども教室の東久留米市での取り組みについて」で、子育て支援課・指導室・生涯学習課とで調整を図り進めていきたいと答えています。また、「チャレンジデーの実施について」を提案されていました。永田議員の質問は「東中学校体育館の保護者説明会の質疑の内容について」で、東中学校の保護者を対象に5月17日に実施した説明会の出席者の状況や質問の内容等について答えています。「来年度からの就学援助はどのようなのか」という質問については、国の示している考え方等を踏まえて対応していきたいと答えています。「給食食材放射性物質検査は今年度も実施するのか」という質問については、市としては2学期を目途に食材検査を実施していきたいと答えています。ただし、予算によりサンプル数も限られるため、これまでのように各校ごとの食材ではなく共同購入食材等を対象に実施していきたいと答えています。併せて、「学校給食調理業務民間委託に係る第二小学校における保護者説明会の様子」と「いじめ問題」についての質問もありました。篠原議員の質問は「第五小学校の児童数増加のために購入した土地の対応について」で、第1回市議会定例会で答弁したとおり今後も児童数の動向を注視し、慎重に対応を図っていく旨を答えています。併せて、「特別教室へのエアコン設置について」では、理科室や家庭科室等への設置の要望もありました。引き続き、東京都教育長会などを通じて要望を続けていきたいと答えています。間宮議員の質問は「東中学校の体育館について」で、工事費に関する質問と同校体育館の安全確保策、安全対策についての質問もありました。さらに、「日本語によるコミュニケーションが困難な外国人の児童・生徒に対する支援」ということで、「学校教育法施行規則の一部が改正され4月1日から施行されたということだが、市としてどのような取り組みを行っているのか」という質問がありました。指導の時間が年間10単位時間から280単位時間までが標準になっているということで、本市の状況について現状を報告しました。白石議員の質問は「第二小学校の給食調理業務委託について」で、

民間調理委託はなじまないという趣旨でした。私どもでは当時、昭和60年の文科省からの通知など説明し、これに沿った形で各自治体は対応してきており、本市としても給食調理業務委託の導入を進めたいと答えています。最後に、陳情書の写しを添付しています。この陳情書は議会においても参考送付という扱いになっており、後ほどご覧願います。そのほか、文教委員会では議案第32号「東久留米市立体育施設条例の一部を改正する条例」が審議されています。上の原にあるUR都市再生機構の土地を東久留米市で借り上げてテニスコート3面を整備し、10月1日から市民に貸し出しをするため、市立体育施設条例の一部を改正する条例を提案しています。文教委員会は挙手全員で賛成でした。また、請願1件が文教委員会に付託されています。内容は「政府がこのたび国会に提出した地方教育行政法改正案に反対する意見書を提出することを求める請願」です。こちらは挙手少数でした。文教委員会で審査された内容については24日の最終日に改めて本会議にかけられますので、後日、教育委員会に報告します。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○名取委員 阿部議員に対する答弁の下から5行目、「25年度には」に続く数字について伺います。

○東教育部長 申しわけありません。1,304件ですので1文字削除願います。

○尾関委員長 「多額の賃貸借料を支払っている」とありますが、金額についても答弁したのですか。

○加納指導室長 具体的な数字は答弁していません。

○尾関委員長 それで議員は納得したのですか。

○加納指導室長 予算書等で確認できますので、納得されていると思います。

○松本第二職務代理者 教育センターについては前々からこの会派からはよく質問が出ていました。次の更新契約まで2年、3年を切っています。教育センターの機能などいろいろなことを考え、必要であればまた更新するわけですが、契約は6カ月ぐらい前までにはしなければならぬと思います。それを考えると実質2年ぐらいしかないでしょうし、万が一ほかに場所が見つかってお返しするという事になれば、今度は家主さんも急に言われて困ると思います。あっという間に時間が経ってしまいますので、早目に動いたほうが良いと思います。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○傳学務課長 「(仮称)次期給食計画の策定」について説明します。現在、学務課では第二小学校の給食調理業務委託の準備を進めています。今ほど部長から議会での説明もありましたが、今年度の補正予算として、債務負担行為の設定を議会にお願いしています。市議会予算特別委員会で審議が行われましたが、委員会でも認めていただいています。最終日の本会議で補正予算が可決すると、第二小学校の保護者の声も反映する形での業者選定作業に着手し、来年4月からの移行へ向けて事務作業を進めていくこととなります。その一方、委託導入計画の終了に伴い、その先をどうしていくのかを考える必要があります。市の行財政改革アクションプランの中でも、本年度に次期給食計画について策定していくというスケジュールが示されています。資料をご覧ください。現在「(仮称)次期給食計画」としていますが、来年度以降の給食計画をつくるに当たり、事務局の基本的な考え方を示しています。先ず、現在、給食を取り巻くさまざまな状況から、教育委員会としてさらなるエネルギー注いでいかなければならない課題としてはアレルギー除去食の対応、ノロウイルスをはじめとする食中毒の防止、これまでの継続課題としての調理体制の安定化の3点があると考えています。このため、「(仮称)次期給食計画」では給食の安全・安心をテーマに計画をつくっていきたいと思います。計画期間は平成27年度から32年度までの6年間で、市の長期総合計画に最終年度をそろえています。

予算の設定については国の合理化通達、市の行財政改革の方針等を踏まえ総予算を増やすことなく、原則、当初の委託導入計画前の予算総額以下となるように制度を設計していきたいと考えています。また、本日の午後には市役所で、学校給食運営協議会を開催することになっています。全ての小・中学校の保護者代表や給食関係者にお集まりいただく機会であり、この機会を通じ、以上のような教育委員会の考え方を伝えていきたいと考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。個々の課題に対処することも必要ですが、全体を見通したきちんとした長期計画が必要であるということは前々から教育委員会でも話が出ていました。ぜひ、しっかりしたものをつくっていただきたいと思います。この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○東教育部長 点検評価報告書について説明します。本日お配りしました点検評価報告書は「調整中」の個所がなくなり、現時点で内容が固まったものです。なお、一部、学務課の関係で差し替えがありますので、後ほど学務課長から説明します。今後の予定ですが、来週の6月26日木曜日に有識者をお招きして、視察と説明会を行います。説明会では事前にお送りした報告書についての質疑や、昨年度の例では報告書の書き方などもアドバイスをいただいています。ご指摘いただいた部分についてはできるだけ今回の報告書にも反映し、その報告書に対して、最終的な評価、ご意見をいただきたいと考えています。ついては6月26日以降の内容については、一部、修正が加わることとなりますが、これまで教育委員会で進めてきたことを大きく変える内容でなければそのまま有識者のご意見やご指摘を事務局の判断で報告書に生かさせていただきたいと考えています。7月9日開催の第7回定例会ではご指摘いただいた内容等について報告します。現時点では7月中旬に評価をいただければ、8月1日開催の第8回定例会に議案上程したいと考えていますが、有識者のご都合によっては9月9日開催の第9回定例会の議案上程に延びる可能性もあると考えています。それでは、学務課長から差し替えの内容について説明します。

○傳学務課長 先ず、19ページにある特別支援学級の関係ですが、施策の方向性について「特別支援学級の充実を図るとともに」と書いてあるところを「特別支援学級の教育環境充実を図るとともに」と文言を直しています。前段にある特別支援教育の環境整備計画に基づいて施策を行ったものですから、「環境充実を図る」と文言を整理しています。取り組み内容については実際に行った数字等に直しましたが、併せて、「評価」についても昨年度の小学校の特別支援学級の開設を受け、「前進」と改めました。20ページをご覧ください。特別支援教育の推進については「評価」「今後の方向性」ともに25年度に実際に行った事業を踏まえ、文言を整理しています。また、中段のカコミ「施策の方向」でこれまでは「幼児教育のために就学支援シートを活用する」としていましたが、本来の目的とずれていました。本来、就学支援シートは幼稚園から小学校に上がる時の橋渡しの役目を負っているものであり、幼児教育のために使われているものではないことから、施策の方向性を改めました。また、「評価」は今年度の実施事業に基づいて文言を整理しました。40ページの学校給食に係るところについても25年度の実施状況に基づき、文章を訂正しました。

◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成26年第9回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前10時25分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年6月20日

委員長 尾関謙一郎（自書）

署名委員 松本誠一（自書）